

J R西日本の金沢総合車両所松任本所跡地（白山市）における 地下水のテトラクロロエチレンの環境基準値超過について

本日、J R西日本から、県及び白山市に対し、金沢総合車両所松任本所跡地（白山市新田町地内）敷地内の地下水観測井戸から、環境基準値※を超過したテトラクロロエチレンが検出された旨、報告がありました。

記

1 J R西日本による自主測定結果

調査年月	調査 箇所数	超過 箇所数	テトラクロロエチレン 検出値 (mg/L)
令和8年2月	1	1	0.029

※ 環境基準値 テトラクロロエチレン：0.01mg/L 以下

- ・環境基準値は、体重 50kg の人が水を一生涯にわたって毎日 2L 飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと推定されるレベル

2 金沢総合車両所松任本所跡地にかかるこれまでの経緯

令和7年11月27日、「白山市金沢総合車両所松任本所跡地活用検討委員会」（白山市主催）において、J R西日本から、「敷地内の一部区画に汚染物質は認められたものの、地下水を介して敷地外へ汚染物質が流出する可能性は極めて低い」との報告があった。

3 これまでの県及び白山市の対応

上記の土壤汚染が認められたとの報告を受けて、県では、白山市が実施した当該跡地から概ね 500m の範囲内における井戸の有無や利用実態の調査をもとに、井戸所有者が調査を希望した8箇所の水質調査を実施している。

この結果、環境基準を超過した場合、井戸の所有者に対し、飲用しないよう指導する。

4 今後の県及び白山市の対応

(1) 周辺住民への周知・飲用指導（白山市）

当該跡地の超過井戸から概ね 500m の範囲内の住民に対し、水質調査を行っていない井戸水の飲用を控えるよう周知

(2) 周辺井戸の有無や利用実態の調査（白山市）

当該跡地の超過井戸から概ね 500m の範囲内における井戸の有無及び利用実態の調査を改めて実施

(3) 周辺井戸の水質調査（県）

テトラクロロエチレンの広がり状況を確認するため、(2) で調査した井戸の水質調査を実施

問合せ先【県及び白山市 平日 9:00～17:00】

○ 4 (1) ～ 4 (3) に係ること及び健康相談以外に関すること

県生活環境部環境政策課 電話 076-225-1491

白山市市民生活部環境課 076-274-9538

○ 健康相談に関すること

石川中央保健福祉センター健康推進課

076-275-2250

白山市健康福祉部いきいき健康課

076-274-2155

問合せ先【ＪＲ西日本 金沢支社地域共生室

平日 9:00～17:00 ※2/21, 22, 23 は受付】

070-3532-8062

(参考) テトラクロロエチレンについて

- ・塩素を含む有機化合物で、水よりも重く、また常温では無色透明の液体で、空気中で蒸発しやすい物質です。引火性が低く、容易に油を溶かすという性質があります。
- ・このため、ドライクリーニングの溶剤として洗濯業や精密機器や部品の加工段階で用いた油の除去などに使われてきました。1980 年代に有機塩素系溶剤による地下水汚染等の環境汚染は社会問題となりましたが、テトラクロロエチレンの製造・使用量は減ってきています。
- ・健康への影響について、高濃度のテトラクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められることがあります。比較的低濃度では頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が現れることがあります。発がん性について、国際がん研究機関（IARC）はテトラクロロエチレンを「人に対しておそらく発がん性がある」グループに分類しています。
- ・テトラクロロエチレンの発がん性の可能性を考慮し、環境省は、テトラクロロエチレンの水道水質基準と水質環境基準を 0.01 mg/L 以下に設定しました。

環境省「化学物質ファクトシート」（最終改訂：2025 年 3 月）

日本環境管理学会「水道水質基準ガイドブック」（平成 16 年 10 月）の記載内容をもとに作成